

平成 19 年 4 月 12 日

厚生労働省労働基準局長 殿

大阪府東大阪市長田中 4-4-10

(株) ピカ コーポレイション

代表取締役 坂口 守正



钢管足場用の部材及び附属金具の規格第 25 条の規定に基づく適用除外の申請について

钢管足場用の部材及び附属金具の規格（昭和 56 年 12 月 25 日労働省告示第 103 号）第 25 条の規定に基づく適用除外を下記のとおり申請いたします。

記

1. 申請品目

アルミニウム合金製開閉式足場板
S T K R - F 1870

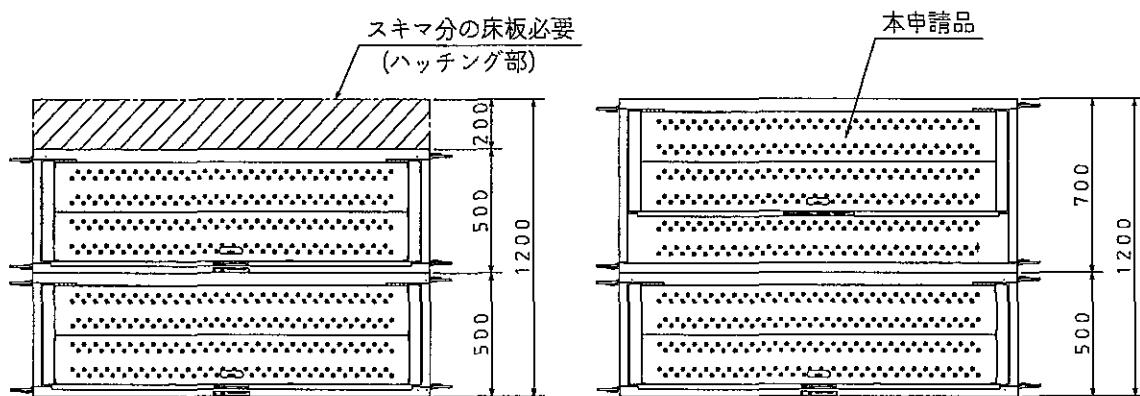
2. 適用除外条文

钢管足場用の部材及び附属金具の規格
第 1 章 第 4 節 床付き布わく
第 20 条 材料等 及び、第 21 条第 1 号 及び第 4 号 構造

3. 規定と異なる部分

- (1) 床材、布材及びはり材に、本体の軽量化のためにアルミニウム合金を用いている。
- (2) 建柱にわく組足場用の階段を取付けると、階段部分の作業床が確保できないので、昇降時以外は作業床となるよう、足場板の床材の一部が開閉式になっているため、床材及び布材が一体化されていない構造である。
- (3) 建わくに床板を取付けようとしたとき、スキマがあればそのスキマを埋めるための床板が必要となり、その分の床板の枚数分取付けのための労力が必要なので、床板一枚の幅を広くする事により取付け枚数を削減し、かつスキマを無くすよう、床材の幅が五百ミリメートル以上ある構造である。（図 1 参照）





(図 1)

4. 申請理由

- (1) 別添（図番：83-384）に示す申請品目のアルミニウム合金製開閉式足場板は、材料にアルミニウム合金を使用するため、鋼製のものに比べ軽量化が図られる。これにより、高所での重量作業に伴う墜落災害等の危険を軽減することができると考えられるため。
- (2) 別添（図番：83-384）に示す申請品目のアルミニウム合金製開閉式足場板は、足場板の床材の一部が開閉することにより昇降時以外は作業床となる。これにより、高所作業に伴う墜落災害等の危険を軽減することができると考えられるため。
- (3) 別添（図番：83-384）に示す申請品目のアルミニウム合金製開閉式足場板は、床材の幅を広くしているため、足場板を複数枚取付ける際に、足場板の取付け枚数を削減することができ、スキマを埋めることができる。これにより、高所での作業に伴う墜落災害等の危険を軽減することができると考えられるため。

5. その他の規格保持について

(1) 強度等の値について

本規格第22条に定める強度等について、社団法人仮設工業会において行った試験の結果は、表1-1のとおりであり、これらの規定に適合するものであること。

また、別添1に示す試験方法により、同工業会において実施した、ハッチ部のたわみ及び踏み抜き試験、及びハッチ部の吹き上げ試験は、表1-2及び表1-3のとおりであること。